

引当金・非金融負債に関する一考察

小 島 裕 治 郎

人文・社会科学研究 東京国際大学大学院 第2号 抜刷
2017年（平成29年）9月20日

引当金・非金融負債に関する一考察

小 島 裕 治 郎

Consideration on Provisions and Non-Financial Liabilities

Yujiro Kojima

Abstract

In order to recognize and measure provisions appropriately, it is important whether a future outflow of economic resources would be probable.

Focusing on probability problem, this study provides two methods. For large population of events, it is possible to recognize and measure an appropriate provision with its expected value which reflects the degree of uncertainty. On the other hand, for one-off events, it is possible to recognize and measure appropriate reserves with the most likely amount keeping the concept of probability in its recognition criteria.

Furthermore, it is also effective for showing the liabilities completely which required for current financial statements.

キーワード：引当金, 非金融負債, 蓋然性, IAS37号, 母集団の大きな債務, 単一の債務

目 次

はじめに
第1章 わが国における引当金の概要と変遷
第1節 企業会計原則制定前の引当金
第2節 企業会計原則制定後の引当金
第3節 現在の引当金・偶発債務
第2章 国際会計基準における引当金の概要
第1節 旧IAS第10号の概要と特徴

第2節 IAS第37号の概要と特徴
第3節 IAS第37号改訂案の概要と特徴
第4節 蓋然性要件の取扱い
第3章 概念フレームワークにおける負債規定
第1節 定義
第2節 認識
第3節 概念フレームワークとIAS第37号の関係
第4章 わが国の引当金とIAS第37号の比較
第1節 企業会計原則注解18とIAS第37号の比較
第2節 収益費用アプローチと資産負債アプローチ
第5章 わが国における引当金会計の展望

第1節 負債の認識・測定
第2節 わが国の引当金会計の展望
おわりに

はじめに

資本市場のグローバル化に伴い、各国で採用している会計基準では企業活動の国際間比較が困難となった結果、会計基準の国際的統一が模索され、国際会計基準に焦点があてられていることは周知の事実である。

わが国でも、わが国の会計基準と国際会計基準とのコンバージェンス、またはアドプションに向けた議論が進められている。その中で2007年8月には、企業会計基準委員会（以下ASBJという）は国際会計基準審議会（以下IASBという）との間で結ばれた、「会計基準のコンバージェンスの加速に向けた取り組みへの合意」（東京合意）に基づき、国際財務報告基準（以下IFRSという）導入に向けた論点の整理を公表している。また、2009年9月には「引当金に関する論点の整理」を公表し、その中で会計基準のコンバージェンスにあたり引当金に関する会計基準の見直し、検討が必要であるとしている。

この引当金の検討に当たって論点のひとつが、国際会計基準における引当金の会計観である資産負債アプローチと、わが国の引当金の会計観である収益費用アプローチの違いである。

また、2005年のIAS第37号改訂案では、IAS第37号における引当金の認識要件のうち、「当該義務を決済する為に経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高いこと」¹⁾の削除が提案されている。これにより、引当金と偶発負債の区別はなくなり、その呼称も引当金及び偶発負債から非金融負債とした。詳しくは第2章で取上げるが、いわゆる蓋然性の削除が検討されている。

一方でわが国の引当金は企業会計原則注解18に「発生の可能性が高く」とあるように、その認識要件として蓋然性の高さが求められて

いる。つまり、偶発負債のような発生の可能性の低いものは引当金として計上できないこととなる。この点も、IFRSとの整合という意味において検討の必要がある。

そもそも、わが国における引当金会計においては、包括的な会計基準が存在しないため、国際会計基準との整合を考えると今後IAS第37号やIAS第37号改訂案に対するアドプションを含めたコンバージェンス作業が進められることも十分に考えられる。

そこで、本稿ではわが国における引当金会計の現状とその問題点を考察し、IFRSとの整合に向け、今後の引当金・非金融負債の在り方について考察する。

また、IAS第37号改訂案では非金融負債について①負債の定義を満たすもの、②信頼性を持って測定することが可能であること、という条件を満たす場合に認識しなければならない。²⁾したがって、負債の定義が非金融負債の認識において重要になる。ところが、近年のIFRSにおける概念フレームワークの見直しに伴い、負債の定義にも変化が生じている。そこで、概念フレームワークを題材に、負債概念についても触れておきたい。

第1章 わが国における引当金の概要と変遷

第1節 企業会計原則制定前の引当金

わが国の引当金概念の発生は、明治後期に遡る。当時は引当金・積立金・準備金などが「積立金」として混同されていた為、「損失の填補を示す積立金」と「利益留保を示す積立金・準備金」を区分しようとしたことが引当金概念の始まりである。その後、大正に入り、引当金・積立金・準備金の異同点が論じられるようになり、この頃から文献の中で「引当金」という用語が用いられるようになる。³⁾

1930年には商工省臨時産業合理局より「標準貸借対照表」が公表され、そこでは引当金が『損失に課して留保せらるる』⁴⁾とし、損益計算との関係が示された。ただし、「偶発債務準

備金」の計上がその発生を相当正確に推定できる場合には引当金とすることができるとして、一部その区分を損失の補填か利益の留保かによらないこととしている。これにより当初目的としていた、「損失の填補を示す積立金」と「利益留保を示す積立金・準備金」の区分は必ずしも、明確にはされなかった。

その後1934年には「財務諸表準則」（以下、「商工省準則」という）が公表される。「商工省準則」では引当金の定義が、①特定の損失に対する準備であり、②その負担が当該会計年度に属し、③その金額が見積もりにより計上されることと定められた。また、引当金は、評価性引当金、負債性引当金、特定引当金（利益留保性引当金）の3つに分類され、利益留保性の引当金はここでも除外されなかった。⁵⁾

1940年に公表された陸軍省の財務諸表準則及び海軍省の海軍軍需品工場事業場財務諸表作成要領では、引当金から減価償却引当金と貸倒引当金を排除し、引当金を負債性引当金に限定することとした。⁶⁾ また、「損失の原因は当期に属する」として、引当金の計上要件が一段と進化したものであり、現在では収益費用アプローチとされる会計観⁷⁾の現われとみることができる。⁸⁾

1941年に陸軍省の財務諸表準則及び海軍省の海軍軍需品工場事業場財務諸表作成要領を統一することを目的として、企画院により「製造工業貸借対照表準則草案」、「製造工業財産目録準則草案」、「製造工業損益計算書準則草案」が公表された。本稿では、これらを総称して「企画院財務諸表準則草案」とする。企画院財務諸表準則草案によれば減価償却引当金及び貸倒引当金を直接控除方式とし引当金から除外することで、引当金を負債性引当金に限定する提案がなされ、引当金の純化⁹⁾が図られた。しかし、評価性引当金を引当金から除外することへの反対論¹⁰⁾も存在し、そのことが1949年に設定される企業会計原則に影響されるとも考えられる。¹¹⁾

戦後、GHQより配布された「工業会社及び

商事会社の財務諸表作成に関する指示書」（以下、GHQ指示書とする）では引当金について、「評価用引当金」「負債を示す引当金」「剰余積立金」を定義し、この3つの区分を求めている。企画院財務諸表準則草案までに、負債性引当金への純化が図られてきたが、ここで評価性引当金が復活することとなる。

第2節 企業会計原則制定以後の引当金

1949年には企業会計制度対策調査会によって、企業会計原則（中間報告）が発表される。

そこでは引当金の意義ないし計上要件については特に触れられていないが、貸借対照表原則三（一）及び貸借対照表原則四（二）において、受取手形及び売掛金に対する貸倒引当金は、控除の形式で記載することとし、有形固定資産に対する減価償却は、固定資産の取得原価からの控除の形式でその耐用期間の全期間にわたり減価償却引当金としてその累計額を記載することとしている。また、納税引当金、修繕引当金等を設けたときは、流動負債の部に記載することとした。¹²⁾

これらは、貸借対照表の貸方の側から引当金を分類しているにすぎず、その性格について明確な規定はない。¹³⁾

1954年には、大蔵省企業会計審議会により企業会計原則及び財務諸表準則の第一次修正が行われた。

貸借対照表原則三（一）貸倒引当金、減価償却引当金に関しては内容の修正はないが、貸借対照表原則四（二）において渴水準備金を流動負債に、退職給与引当金、特別修繕引当金を固定負債に挙げている。

渴水準備金を認めることにより期間損益計算のために設定されるとする引当金会計の論理を崩し、引当金の拡大となった。¹⁴⁾

1962年の商法改正は、わが国の企業会計制度の大きな転機となり、商法第287条の2に定められた引当金規定はその後の引当金制度の変化の大きなきっかけとなる。

商法の改正に先立って「商法改正民事局試案」

(以下「試案」という)とその「理由書」が公表された。¹⁵⁾

試案においては、債務の発生又は債務の金額が不確定であって、債務の発生原因が決算期前にある場合には、相当の金額を負債として計上しなければならないものとし、負債性引当金のうち負債としなければならないものを明らかにした。

理由書では、「法律上の債務でないものを負債とすることは許されないし、法律上の債務であるものを負債として計上しないことは許されないと解されるが、停止条件付債務等を負債として計上することに疑いを持つ意見もある。・・・(中略)将来発生する債務で債務の発生原因が決算期後にある場合には、引当金として負債に計上してはならないのは当然である。通常、退職給与引当金及び納税引当金は負債たる引当金であり、修繕引当金及び濁水準備金は負債たる引当金にならない。」として、債務性のない引当金を含める企業会計原則上の負債性引当金とはその範囲が異なり、負債たる引当金とは債務となる可能性が高いものに限定される。この点について、わが国の引当金会計が現在の資産負債アプローチに繋がる考えに基づいていた証しであるとの見解もある。¹⁶⁾ただし、引当金が発生主義のもと費用収益対応原則によりその認識をするという考え方に立脚するため、それと対立する債務性の有無を引当金の認識要件とする試案には反対意見もあった。¹⁷⁾

その後の改正商法では、引当金について次のように規定している。

第二百八十七条ノ二 特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ニ引当金ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルトキハ其ノ目的ヲ貸借対照表ニ於イテ明ラカニスルコトヲ要ス
前項ノ引当金ヲ其ノ目的外ニ使用スルトキハ其ノ理由ヲ損益計算書ニ記載スルコトヲ要ス

また、改正商法の施行とともに制定公布された「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に關

する規則」(以下、計算書類規則という)では引当金について、以下のように規定した。¹⁸⁾

金銭債権について取立不能の恐れがある場合には、その金銭債権が属する科目毎に、取立不能の見積額を控除する形式で記載しなければならない。(第10条)

有形固定資産はその資産が属する科目ごとに、減価償却額を控除する形式で記載しなければならない。(第15条)

負債の部は、流動負債、固定負債及び引当金の各部に区分しなければならない。(第25条)
商法287条の2に規定する引当金は引当金の部に記載しなければならない。(第32条)

条件付債務は引当金の部に記載することができる。(第33条)

特別損益の部に、商法287条の2に規定する引当金の目的外使用の利益を計上する。(第42条)

以上の規定から、商法287条の2に規定する引当金は、負債の部に記載されるもので、評価性引当金を除き、また、条件付債務を含まない引当金が対象となる。

また、287条の2の規定は引当金の設定を認めその表示について規定しているのみであり、引当金設定の基準もしくはその本質を定めていないため、ここに引当金の解釈には広狭二義の解釈が生じることとなる。広義の解釈では、引当金は「特定の支出又は損失に備えるため」のものは引当金となるという解釈であり、狭義の解釈は企業会計上の負債性引当金に限られるというものである。

結果として、実務において広義説による多様な引当金が計上されることとなる。¹⁹⁾

1963年に企業会計審議会は企業会計原則の一部修正を行った。引当金に関しては、貸借対照表原則四(二)Aの流動負債に属する引当金の例示及び注解16「引当金」から濁水準備金が削除された。この濁水準備金は濁水期の損失

に備えるものであり、費用見積額ではないことから、引当金としての性格に疑問があったためである。²⁰⁾

1974年の第三次修正ではこれまで、受取手形及び売掛金から直接控除されていた貸倒引当金及び、有形固定資産から直接控除していた減価償却引当金について、従来の方法を「原則」としながら科目別間接控除法、一括間接控除法、直接控除法が認められた。

また、注解14「負債性引当金以外の引当金について」及び注解18「負債性引当金について」が規定される。注解18については以下の通りである。

(注18) 負債性引当金について

将来において特定の費用（又は収益の控除）たる支出が確実に起こると予想され、支出の原因となる事実が当期においてすでに存在しており、当該支出の金額を合理的に見積もることが出来る場合には、その年度の収益の負担に属する金額を負債性引当金として計上し、特定の引当金と区別しなければならない。

製品保証引当金、売上割戻引当金、景品費引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金等がこれに該当する。

負債性引当金は、金額は未確定であるが、その支出は確実に起こると予想されるものであるから、偶発損失についてはこれを計上することは出来ない。²¹⁾

同注解で初めて企業会計原則上「負債性引当金」の用語が用いられ、注解18では負債性引当金の要件が規定された。²²⁾負債性引当金とは、以下の3点を満たす場合には必ず計上しなければならないこととなる。

- ①将来において特定の費用または収益の控除たる支出が確実に起こると予想されること、
- ②支出の原因となる事実が当期に存在していること、

- ③支出額が合理的に見積もることが出来ること

また、①については費用収益対応原則の適用、②は発生主義による費用等の認識、③はその見積もりに過度の保守主義を適用できないことがその背後にある会計思考と解することができる。²³⁾

ところで、注解18には偶発損失について計上を禁じている。一方、引当金の要件①で確実に起こると予想されることが挙げられている。ここで、確実に起こると予想されるとはどういう場合をさすかが問題となる。この点については、「費用たる支出を要する事象が起こる確率が100%とはいかないまでも、経験的に見て、きわめて高いことをさす。・・・(中略)事象の起きる確率が50%と見積もられる項目について引き当て経理を行い、事象が実際に起きた場合には、計上された費用が収益に負担されて何ら問題はない。しかしながら、予想される事象が生じなかったときは、費用の過大計上、収益の過小計上が行われて、期間損益計算はゆがめられることになる。したがって起こる可能性の低い事象について引当経理を行うことは、本来、期間損益計算の適正化を意図してなされる引当経理がかえってその逆の効果をもたらすことになる。そのために事象の起こる確率が小さい項目については、引当経理を適用せず、事象が実際に起きたときに、その年度の収益に付加することになっている。したがって、偶発損失については負債性引当金の計上を認めないのである。」²⁴⁾との見解がある。

第3節 現在の引当金・偶発債務

3.1 企業会計原則 第四次修正

1982年に企業会計原則の第四次修正が行われた。そこでは注解14が削除され、旧注解18「負債性引当金について」が「引当金について」に修正され、引当金に関する注解が一本化される。なお、第四次修正以降、引当金に関する企業会計原則の修正は行われていない。

(注18) 引当金について

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることが出来る場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事保証引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。

発生の可能性の低い偶発事象にかかる費用または損失については引当金を計上することはできない。²⁵⁾

まず、注解14が削除されたことは、第四次修正の前年に商法が改正され、いわゆる利益留保性引当金を排除したことに対応している。²⁶⁾ 改正商法第287条の2では引当金について以下のように規定した。

第二百八十七条ノ二 特定ノ支出又ハ損失ニ備フル為ノ引当金ハ其ノ営業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相当トスル額ニ限り之ヲ貸借対照表ノ負債ノ部ニ計上スルコトヲ得

旧商法では引当金の設定を認めその表示について規定しているのみであり、引当金設定の基準もしくはその本質を定めていなかった。しかしこの改正により「其ノ営業年度ノ費用又ハ損失ト為スコトヲ相当トスル額ニ限り」という条件が加えられ、費用または損失とならないものは除かれることになり、利益留保性引当金を計上する余地はなくなった。²⁷⁾ また、第四次修正と同時に発表された「負債性引当金等に係る企業会計原則注解の修正に関する解釈指針」（以下、「解釈指針」という）では、「修正前の注解では、負債性引当金の概念・範囲を定めている

が、負債性引当金と評価性引当金（例・貸倒引当金）は、いずれも将来の特定の費用又は損失の計上に係る引当金項目であり、その会計的性格は同一と考えられる。このため、企業会計原則上、両者を引当金として一本化するとともに、この趣旨に沿って名称等を修正した」とある。したがって、評価性引当金、負債性引当金、利益留保性引当金の3つに分類されていた引当金は、利益留保性引当金が排除され、評価性引当金と負債性引当金とが、引当金として一本化された。

なお、解釈指針では減価償却引当金について「当該累計額の性格・概念は、修正後の企業会計原則注解十八に定める引当金に該当しないと考えられるので、減価償却引当金を『減価償却累計額』に修正した」として、評価性引当金から除いている。

次に注解18について検討する。注解18では引当金の計上要件を次のように定義している。

- ①将来の特定の費用又は損失であって、
- ②その発生が当期以前の事象に起因し、
- ③発生の可能性が高く、
- ④かつ、金額が合理的に見積もることが出来る場合

①について旧注解18では、「特定の費用（又は収益の控除）たる支出」と規定していたが、「将来の特定の費用又は損失」と修正した。この点について、解釈指針では、旧注解18の「『特定の費用』には、『特定の損失』（例・債務保証損失引当金及び損害保証損失引当金の繰入対象となる損失）も含まれるため、その文意を明らかにするため」の修正であるとしている。

また、同指針では旧注解18の「『将来において特定の費用たる支出が確実に起こると予想され』の文意は、特定の費用または損失に係る事象の発生の確率がかなり高いとの意味であるので、その文意を明確にするため」、「発生の可能性が高く」に修正している。

一方で、偶発損失について、同指針では旧注

解18で「『偶発損失についてこれを計上することはできない』としているが、これは偶発損失の引当金計上をすべて否定しているものではなく、発生の可能性が低い場合の引当計上を禁止している」ため、その文意を明確にするために「発生の可能性の低い偶発事象に係る費用または損失については引当金を計上することはできない」と修正した。つまり、原則として偶発債務の計上を求めている。ここで蓋然性要件が登場することとなる。

そして、原則として偶発損失の計上を求めるといことは負債に該当する引当金は当期の収益に対応しない損失であっても計上すべきとする資産負債アプローチが取り入れられていると見ることもできる。もっとも、債務性のない修繕引当金や特別修繕引当金の計上を認めていることから、全面的に資産負債アプローチが取り入れられていたとはみられない。²⁸⁾

3.2 現在の引当金・偶発債務

第四次修正以降、現在まで企業会計原則の修正は行われていないが、引当金会計制度については国際化に向けて大きな変化がみられる。まず、1998年には企業会計審議会から資産負債アプローチによる「退職給付に係る会計基準」が公表される。同基準では退職給付引当金の計上に負債の適切な把握に最も適切な測定手段として割引現在価値計算を取り入れることとした。また、同年の税制改正で賞与引当金と製品保証引当金が廃止され、特別修繕引当金は特別修繕準備金として租税特別措置法に規定されることとなる。その後、2002年には、税法上の退職給与引当金が廃止され、ついで2005年にはASBJより「役員賞与に関する会計基準」が公表され、役員賞与引当金の計上が求められた。さらに、2008年には「資産除去債務に関する会計基準」が公表され、有形固定資産の取得に際して将来それを除去する場合に除去費用が生ずることが明らかな場合には、除去債務の現在価値に相当する金額を有形固定資産の取得原価に加算することが求められた。²⁹⁾

これらの変化に先立って、国際会計の分野では、1989年にIASBの前身である国際会計基準委員会（以下、「IASB」という）がIASを設定する為の前提となる企業会計の概念基準として、「概念フレームワーク」を公表し、この枠組みの中で資産負債アプローチに基づく引当金の会計基準が示された。さらに、1998年にはIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」（以下「IAS第37号」という）が公表され、引当金は債務性のあるものに限定された。「概念フレームワーク」やIAS第37号については後述するが、これらの国際的な動向に、わが国も同調していく形で資産負債アプローチの導入を実施、検討していくことになる。³⁰⁾

第2章 国際会計基準における引当金の概要

国際会計基準における引当金は当初、偶発事象会計に包含され、1978年にIASBから公表されたIAS第10号「偶発事象および後発事象」（以下、「旧IAS第10号」という）に規定された。旧IAS第10号の公表後、IASBのスタッフや各国の会計基準設定機関のスタッフからなる研究グループにより「引当金；財務諸表におけるその認識、測定および開示」と題する特別報告書が公表された。報告書の目的は、各国の基準設定機関が引当金会計基準を確立する場合に、その基礎と概念的論拠の展開を手助けすることにある。その内容は、その後のIASBの引当金会計基準化への先駆けとなるものであった。IASBではその後、その作業計画において「引当金及び偶発事象（改訂）」プロジェクトが発案され、DSOP（原則書案）、ED（公開草案）第59号を経て、1998年に公表されたIAS第37号により偶発事象会計が確立する。³¹⁾

第1節 旧IAS第10号の概要と特徴

1.1 概要

旧IAS第10号では偶発事象について次のように規定された。

「偶発事象」とは、ある状態または状況であって、その最終的な結末としての利得または損失が、不確実な将来事象の発生または不発生のみによって確認されるものをいう。³²⁾

さらに偶発事象という用語については次のように解説されている。

偶発事象という用語は貸借対照表日において存在する状態または状況であって、その財務的影響が将来発生するかもしれないあるいは発生しないかもしれない事象によって決定されるようなものに限定される。そのような状態または状況の多くは、発生という基本的な会計概念に従って、財務諸表における引当計上項目として反映される。³³⁾

たとえば、ここでは減価償却は偶発事象ではないと説明され、その理由は減価の事実は既に確定しているからだと説明されている。³⁴⁾しかし、問題はただ減価しているかないかではなく、現在までにどの程度減価しているかであり、この「どの程度」という点は将来の事象を待たないと確定しないからこそ見積りが必要となるのである。³⁵⁾

すなわち、旧IAS第10号における偶発事象の定義は、①利得または損失の最終的な結果として生ぜしめる状態または状況であって、②その状態等は不確実な将来事象が発生するか、またはしないかによってはじめて確定的となりうる性格を持っている、という2つの属性を内容とするものである。³⁶⁾また、「偶発損失の会計上の取扱い」では、「偶発事象が結果として企業に損失をもたらす可能性がかなり大きいものであるならば、その損失を財務諸表に引当計上することが、慎重性にかなう取扱いである。」³⁷⁾とし、損失の発生する可能性が大きいものだけを、引当金として計上することを明確に示している。

1.2 偶発損失の会計上の取扱い

偶発損失の金額は、次のいずれにも該当する場合には損益計算書に引当計上されなければならない。

- (a) 関連する回収可能性を考慮に入れたうえでもなお、貸借対照表日現在における資産の損傷や価値減少あるいは負債の発生が将来の事象によって確認される可能性がかなり大きく、かつ
- (b) 損失の合理的見積額が決定できる場合。³⁸⁾

この合理的見積額については、その見積りに一定の幅を示す情報に基づくとした上で、その幅の中で最善の見積額によるものとした。しかし、その幅の中である金額が他のいずれの金額に比べても、より適切な見積額として特定できない場合にはその最低額が引当計上される。計上額を超えて損失が発生する可能性がある場合には、その損失の可能性がすべて開示される。³⁹⁾

1.3 偶発事象の開示

旧IAS第10号では偶発事象の開示について以下のように規定された。

第27項の条件のいずれか (1-2のa及びb) を満たさない場合には、損失が発生する可能性が小さい時を除いて、偶発事象の存在が財務諸表に開示されなければならない。⁴⁰⁾

偶発利得は財務諸表に計上してはならない。利得が実現する可能性がかなり大きい場合には、偶発利得の存在が開示されなければならない。⁴¹⁾

偶発損失が引当計上の対象とならない場合には、損失が発生する可能性が小さい場合を除いて、偶発損失の性質と財務的影響の見積額が注記によって開示される。しかしながら、財務的影響について確実な見積額が得られない場合には、その事実が開示される。引当計上の対象となる偶発事象は、分別記載を要することがあ

る。偶発利得が企業により実現される可能性がかなり大きい場合、当該偶発利得の存在および性質は、通常、財務諸表の注記によって開示される。その開示にあたっては、実現の可能性につき誤解を与えるような含みをもたせないことが重要である。⁴²⁾

また、開示の場合には次の情報が提供されなければならない。

- (a) 偶発事象の性質
- (b) 将来の結末に影響を及ぼす不確実な要素
- (c) 財務的影響の見積もり額またはそのような見積りができないという事実

偶発損失が予想される場合、損失の額がかなり正確に予想されうる場合については、損失を引当計上しなければならない。また、損失の金額の正確な予想が困難な場合およびその発生の可能性を認めうる場合、そのような偶発事象の存在を注記によって開示しなければならないとしている。その発生の可能性がごく小さく実際には発生しそうな場合には引当計上も開示も必要がないことを示唆している。⁴³⁾

1.4 旧IAS第10号の性質

そもそも、旧IAS第10号は、米国の財務会計基準審議会（以下「FASB」という）より1975年に公表されたSFAS第5号「偶発事象の会計」（以下「SFAS第5号」という）から大きな影響を受け作成されるに至っている。⁴⁴⁾

SFAS第5号は偶発事象を「企業にとって利得または損失が発生する可能性を確認できない不確実な状況、状態または一連の環境が現存しており、一つ又はそれ以上の将来事象が、発生または未発生により判明する事態をいう。この不確実性の解消は、資産の取得、負債の減少、資産の喪失または減損、あるいは負債の発生により確かめられる」⁴⁵⁾としている。

また、資産の喪失または減損（減少）や負債の増加は「『損失額を合理的に見積もる(reasonably estimate)ことができること』(par.8)

を併せて満たしたとき、始めて損失として認識され、その相手科目として貸方資産や負債が計上される。つまり、SFAS第5号は、偶発損失を中心に定義づけされていると考えられるため、会計観でいえば、収益費用中心観に基づくものといえるのである。」⁴⁶⁾と考えられる。

そのため、SFAS第5号から多大な影響を受けたIAS第10号についても、収益費用アプローチによるものと考えられている。

第2節 IAS第37号の概要と特徴

2.1 概要

旧IAS第10号の偶発事象に関する部分を引き継いでIAS第37号は1998年に公表された。IAS第37号では、引当金、偶発負債及び偶発資産についての会計処理及び開示を定めている。ただし、①未履行の契約に起因するもの（ただし、不利な契約の場合を除く）、②他の基準で取り扱われているものについてはIAS第37号の適用はない。

IAS第37号では、引当金について「時期又は金額が不確実な負債をいう。」⁴⁷⁾と定義され、負債であることが明確に示されている。そして、「負債とは過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が企業から流出する結果となるものが予想されるもの」⁴⁸⁾であると定義する。ただし、引当金は不確実性を伴うため買掛債務や未払費用などの他の負債とは区別することが求められている。⁴⁹⁾

また、債務には法的債務と推定的債務があるとされる。法的債務とは、(a) 契約（明示的または黙示的条件を通じて）(b) 法律の制定 (c) 法律のその他の運用のいずれかから発生する債務である。推定的債務とは、(a) 確立されている過去の実務慣行、公表されている方針又は十分に具体的な最近の声明によって、企業が外部者に対しある債務を受諾することを表明しており、(b) その結果、企業はこれらの責務を果たすであろうという妥当な期待を外部者の側に生じさせているような企業の行動から発生する債

務をいう。

したがって、IAS第37号では引当金とは決済時期又は決済金額が不確実な負債をいい、過去の事象から発生した現在の債務で経済的便益を有する資源が企業から流出する結果となることが予想される、という要件を満たしたものである。そして、現在の債務であるということは偶発事象と異なり、単に可能性のある債務は引当金の設定対象とはならない。⁵⁰⁾

また、IAS第37号は、同年に公表された概念フレームワークが資産負債アプローチへ会計観を移行させたことにより、その負債概念が概念フレームワークに準拠しているため、旧IAS第10号の収益費用アプローチから資産負債アプローチへと規定作成の基準が変わることとなる。つまり、負債や資産の認識を先行させたのちに借方科目を認識することになる。これにより、費用や損失を先行させる偶発事象という用語は定義として表現することが困難となった。従って、IAS第37号では新たに示された偶発負債及び偶発資産の定義の中で補足的に説明されることとなる。⁵¹⁾

同様に、IAS第37号では仕訳上の借り方問題には関与しない旨を明記している。⁵²⁾ これにより、引当金繰入額が資産計上されるか費用処理されるかは別途の考慮を要することになる。また、資産負債アプローチの更なる傍証として、金融商品や未履行契約（当事者の一方に負担が生じる場合を除く）と併せて、評価性引当金も対象外としている。⁵³⁾

2.2 認識

引当金の認識基準は次のように示されている。

- (a) 企業が過去の事象の結果として現在の債務（法的又は推定的）を有しており
- (b) 当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く
- (c) 当該債務の金額について信頼性のある見積もりができる場合これらの条件が満たされない場合には引当金を認識してはならない。⁵⁴⁾

蓋然性基準と測定可能性基準の2つの認識基準をおいていることは旧IAS第10号と変わらないが、認識の対象は損失ではなく負債であるために現在の債務の存在が重視されるものとなっている。⁵⁵⁾ 現在の債務については「稀な場合において、現在の債務があるのかどうか明確でないことがある。このような場合に、利用可能なすべての証拠を考慮したうえで、報告期間末日において現在の債務が存在している可能性の方が高いときは、過去の事象が現在の債務を生じさせているものとみなされる。」と示されている。したがって、蓋然性基準は発生可能性が50%超を境界として満たされると考えられる。

2.3 測定

引当金として認識する金額は、期末日における現在の債務を決済するために必要となる支出の最善の見積りでなければならない。⁵⁶⁾ また、現在の債務を決済するために必要となる支出の最善の見積りとは、期末日現在で債務を決済するため、または同日現在で債務を第三者に移転するために企業が合理的に支払う金額であるとし、これについても最善の見積りを要求している。⁵⁷⁾ さらに、測定対象の引当金が母集団の大きい項目に関係している場合には、債務はすべての生じ得る結果をそれぞれの関連する確率で加重平均した期待値で見積もられる。⁵⁸⁾ 一方、単一の債務が測定される場合には、個々の結果のうち最も可能性の高い結果が最善の見積りとなり得る。ただし、最も可能性の高い結果を除くそのほかの結果がほとんどの場合において高くなるかまたは低くなる場合には、最善の見積りはより高い金額またはより低い金額となる。⁵⁹⁾

2.4 偶発負債

IAS第37号では引当金に続き、偶発負債及び偶発資産について規定しているが、本稿ではその趣旨に照らし偶発資産には特に触れないこととする。

IAS第37号では偶発負債を次のように定義し

ている。

- (a) 過去の事象から発生し得る債務のうち、その存在が確認されるのが、企業が完全には統制できない将来の1つ又は複数の不確実な事象の発生または不発生によってのみである債務、又は
- (b) 過去の事象から発生した現在の債務であるが、次のいずれかの理由により認識されていないもの
- (i) 債務決済のために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高くない。
- (ii) 債務の金額が十分な信頼性をもって測定できない。⁶⁰⁾

引当金が「当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高い」場合に認識される、すなわちその可能性が50%超であることを要件としているのに対し、偶発負債は「債務決済のために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高くない」場合であり、その発生の可能性が50%以下である時は引当金に認識されず、偶発負債に該当することとなる。

そして、IAS第37号では偶発負債の認識を禁止しており、⁶¹⁾ 経済的便益を有する資源の流出の可能性がほとんどない場合を除き、開示されることとなる。⁶²⁾

第3節 IAS第37号改訂案の概要と特徴

3.1 概要

IASBが2005年に公表した公開草案「IAS第37号『引当金、偶発負債及び偶発資産』及びIAS第19号『従業員給付』の改訂」(以下、IAS第37号改訂案という)は、「引当金」という用語の代わりに「非金融負債」という用語を採用し、偶発負債および偶発資産という用語を用いないこと、発生の可能性が高いという認識基準を削除すること、測定については期待キャッシュ・フロー・アプローチを採用することなどを提案している。「非金融負債」とはIAS第32

号に定める金融負債以外の負債であり、IAS第37号改訂案より、不利な契約を除く、未履行の契約に起因するもの、他の基準で取り扱われている非金融負債を除いたすべての非金融負債がIAS第37号で取り扱われる。

さらに、2010年には公開草案「IAS第37号が適用される負債の測定－IAS第37号改訂」(以下2010年改訂案という)を公表し、ここでは測定に限定した提案を行っている。⁶³⁾

また、IAS第37号改訂案はFASBが偶発事象会計と資産除去債務会計をSFAS第5号とSFAS第143号「資産除去債務の会計」(以下、SFAS第143号という)の別個の会計基準として基準化しているのに対し、引当金会計と資産除去債務会計を非金融負債会計として1つの会計基準として基準化している。SFAS第5号が発生の可能性に応じた合理的見積りにより測定を行うのに対し、SFAS第143号は割引現在価値を用いる。さらに、認識基準について発生の可能性が高いかどうかでなく、測定にその中心をおいている。従って、IAS第37号改訂案が、発生の可能性が高いという認識基準を削除し、測定に期待キャッシュ・フロー・アプローチを採用していることから、資産除去債務会計の主導の下に非金融負債会計の基準化が行われると解釈することができる。⁶⁴⁾

ただし、IAS第37号の改訂についてはその後最終公表時期が何度か延期され、そのまま進展を見せることなく現在に至っている。

3.2 認識

IAS第37号と異なり、IAS第37号改訂案では、(a) 負債の定義を満たし、(b) 信頼できる見積りが可能な場合に、非金融負債を認識する。⁶⁵⁾ つまり、無条件債務から生じる負債は、不確実な将来事象が発生する(若しくは、発生しない)蓋然性とは関係なく認識される。⁶⁶⁾ ここではIAS第37号に規定される、発生の可能性が高いという認識基準は示さず、蓋然性の削除が提案されている。これにより、非金融負債の決済に必要とされる経済的便益の金額又は時期に関する

る不確実性は、当該負債が認識されるかどうかに影響を与えるのではなく、当該負債の測定において反映されることになる。⁶⁷⁾

3.3 測定

IAS第37号改訂案ではIAS第37号に規定される「最善の見積り」という表現を削除し、企業は貸借対照表日における債務の、決済若しくは移転のために第三者に支払う合理的な金額により非金融負債の測定を行うとしている。⁶⁸⁾

また、IAS第37号では母集団が大きい債務については期待値を用い、単一の債務については最も発生確率が高い結果に基づいて負債を測定するものとしていたが、IAS第37号改訂案では単一の債務に関する負債についても期待値、すなわち期待キャッシュ・フロー・アプローチを用いるものとしている。⁶⁹⁾ なお、IAS第37号改訂案では、一つあるいは複数の将来の不確実な事象の発生あるいは非発生による資源の流出の蓋然性は債務の存在の有無を判断する基準ではない。それらは無条件債務を履行するために必要な支出額、すなわち負債の金額を測定するための要素として理解される。⁷⁰⁾

2010年改訂案でもIAS第37号改訂案を支持し、単一の債務に関する負債を含めて、すべての負債について期待値の使用を強制することを提案している。

第4節 蓋然性要件の取扱い

ここまで、国際会計基準における引当金についてその変遷を追ってきたが、旧IAS第10号、IAS第37号及びIAS第37号改訂案を対比すると図表1のようになる。

4.1 定義

定義と範囲において、旧IAS第10号が偶発事象、とりわけ偶発負債を対象とし、その意味では、会計上の認識の有無とは無関係に将来の不確実な事象の生起によってのみ確認することが可能な債務をその対象としているのである。IAS第37号では現在の債務ではあるが、蓋然性

が低いことや測定の信頼性が低いことを理由に未認識とされるもの、という意味で偶発負債が用いられている。こうした混乱を回避することを目的の一つとして、IAS第37号改訂案では偶発負債を削除し、これに伴い「偶発」という表現は、将来の不確実な事象に依存するという表現で言い換えられることとなる。⁷¹⁾

4.2 認識

認識要件及び蓋然性要件では、負債等の発生が将来の事象によって確認される可能性がかなり大きく、合理的な見積額を決められる場合に認識すると旧IAS第10号は規定していたが、IAS第37号では経済的便益を有する資源が流出する可能性が高く信頼性のある見積額で認識することとされている。これに対しIAS第37号改訂案が、認識要件から蓋然性を外し、負債の定義を満たし、かつ合理的な見積りができる場合に認識される。これにより、IAS第37号では引当金に該当せずに、偶発負債として開示が要求される偶発事象についても、IAS第37号改訂案では非金融負債として財務諸表への計上が求められることとなる。

IASBはこの「蓋然性の削除」の提案に対して、多くの批判的なコメントが寄せられた。「蓋然性の低いものを認識することによる財務諸表の信頼性」が危惧されるというコメントに対しては、これまでの蓋然性要件（例えば、「発生の可能性が高い」の解釈など）自体が曖昧で、また、蓋然性が低いものをいったんは認識するが、それは「信頼性ある測定」を行うことにより補足できるとしている。⁷²⁾

経営者の恣意性の介入などを招いている点、すなわち発生の可能性の高低の区別が経営者に委ねられていることから、IAS第37号の改訂の必要性を述べたうえで、蓋然性が低くとも、そこから算出できた金額が大きい場合を考慮すべきことが重要であることを指摘している。

しかしながら、発生の可能性が低いものまで認識するという事は、信頼性がある測定ができないことと同意ではないかという指摘もあ

図表 1

	旧 IAS 第 10 号	IAS 第 37 号	IAS 第 37 号改訂案
定義と範囲	偶発事象とは、ある状態又は状況であって、その最終的な結末としての利得または損失が不確定な将来事象の発生または不発生のみによって確認されるもの	引当金、偶発債務及び負債に対して適用される（他の基準で取り扱われるものを除く）。引当金とは時期又は金額が不確実な負債と定義される。 負債とは過去の事象から発生した現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が企業から流出する結果となることが予想されるもの。	金融負債以外の負債（非金融負債）を対象 負債の定義は IAS 第 37 号と同じ。
認識要件	a. 関連する回収可能性を考慮に入れたうえでもなお、期末日における資産の損傷や価値減少あるいは負債の発生が将来の事象によって確認される可能性がかなり大きく、かつ、 b. 結果として生じる損失の合理的見積額が決定できる場合	a. 企業が過去の事象の結果として現在の債務を有しており b. 当該債務の決済のために、経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く c. 当該債務の金額について信頼性のある見積もりができること 貸借対照表に負債として認識されるものは期末日に存在する負債に限定される。 偶発負債は認識しない。	a. 負債の定義を満たしており、かつ b. 当該非金融負債について信頼性のある見積もりができること
蓋然性要件	資産の損傷や価値減少あるいは負債の発生が将来の事象によって確認される可能性がかなり大きく	資源の流出が必要となる可能性が高いこと（50%超）	蓋然性要件を削除 負債の定義を満たしていれば発生確率の高低によらず認識すべきであり、将来事象の不確実性は測定に反映すべきである。
測定に関する基本的な考え方	合理的見積額の中で最善の見積額によるものとした。他のいずれの金額に比べても、より適切な見積額として特定できない場合にはその最低額が引当計上される	期末日における現在の債務の決済に要する支出の最善の見積りであり、最善の見積りとは、 a. 債務を決済するために企業が合理的に支払う金額と、 b. 債務を第三者に移転するために企業が合理的に支払う金額のいずれか	期末日において現在の債務の決済または第三者への移転のために合理的に支払う金額により測定する。 最善の見積りという表現は削除されている。
期待値方式	期待値は用いられず、合理的な見積額とする。	測定対象が母集団の大きい項目に関係している場合には、期待値方式 単一の債務を測定する場合には、原則として、見積もられた個々の結果のうち、最頻値が最善の見積りになる。	単一の債務に関する負債の場合にも、期待値により測定することを提案している。

出所：大木（2010）p.120 を参考に筆者作成

る。⁷³⁾ 蓋然性の問題点としてこれまで指摘されてきた事項は、発生の確率が低い事象について、その中には財務諸表上オフバランスすべきではないケースが含まれる場合があるということである。例えば、発生の可能性が1%であっても、100億円の1%であれば、1億円でありこれは財務諸表上無視できないというような「金額の多少の問題」による場合である。⁷⁴⁾ ただ、「金額の多少の問題」はその判断には経営者の恣意性の介入が否定できず、また、「確率の高低の問題」からすれば、1%の発生確率である事象を正確に見積もることが信頼できる測定であるかには疑問がある。この点については第5章で検討する。

4.3 測定

測定に関してはIAS第37号改訂案では旧IAS第10号及びIAS第37号に用いられた「最善の見積り」という用語を削除した。これは、「最善の見積り」が「取引事象の蓋然性の高低」という蓋然性に結びつくため削除された。⁷⁵⁾ つまり、IAS第37号改訂案では期末日現在と、現在の債務であることを確認したうえで、第三者への移転のための合理的な支払額を測定すればよいこととなる。

第3章 概念フレームワークにおける負債規定

概念フレームワークとは、一般に、首尾一貫した会計基準を導くために、財務報告の目的や基本的な考え方を取りまとめた体系として理解されている。⁷⁶⁾ IASBの概念フレームワークは、FASBの概念フレームワーク・プロジェクト（1973 - 1985年）がその構築の基礎であり、とりわけ当該プロジェクトの実質的な出発点は1976年討議資料であるとされている。⁷⁷⁾ 1976年討議資料では、概念フレームワークの基礎として、資産負債アプローチ、収益費用アプローチのうちいずれのアプローチが選択されるべきかという問題提起がなされた。1976年

討議資料では従来からある収益費用アプローチに対して、実質的な相違⁷⁸⁾を有する新たな会計観である資産負債アプローチを提示することで、収益費用アプローチへの批判的評価を示している。つまり、1976年討議資料に込められたFASBの意図は、収益費用アプローチから資産負債アプローチへの転換であった。⁷⁹⁾

概念フレームワーク・プロジェクトを経て1989年にIASB理事会で承認された「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」を2001年に採用したものがベースとなり、その一部が差し替えられた、「財務報告のための概念フレームワーク2010」（以下、単に「概念フレームワーク」と記述する場合には、「財務報告のための概念フレームワーク2010」をさす）が2010年9月に公表されている。さらに、IASBが2013年7月に公表した討議資料「財務報告のための概念フレームワークの見直し」に寄せられたコメントを踏まえ、2015年に公開草案「財務報告のための概念フレームワーク」（以下、「概念フレームワーク2015年公開草案」という）を公表した。2015年公開草案のコメント期限は2015年10月26日とされているが、その後、新たに公表されたものはない。

本章では、概念フレームワークにおける負債概念について検討を行う。第2章で確認してきた通り、IAS第37号では非金融負債について①負債の定義を満たすもの、②信頼性を持って測定することが可能であること、という条件を満たす場合に認識することとしている。したがって、負債の定義が非金融負債の認識において重要になる。ところが、近年行われている概念フレームワークの見直しに伴い、負債の定義にも変化が生じている。

第1節 定義

概念フレームワークにおいて、負債は「過去の事象から発生した企業の現在の義務であり、これを決済することにより経済的便益を包含する資源が当該企業から流出する結果になると予想されるものをいう。」⁸⁰⁾と規定している。こ

ここで、「義務」とはある一定の方法で実行または遂行する債務や責任をいう。義務は、拘束的な契約または法的要請の結果として、法的に強制される場合があるが、通常取引慣行、慣習および良好な取引関係を維持し、または公正とみなされるように行動したいという要望からも生じる⁸¹⁾ものとしている。

当該負債の定義は1989年に公表された「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」において定義された負債から変更はなく、概念フレームワークに引き継がれている。

概念フレームワーク2015年公開草案では、「負債とは、企業が過去の事象の結果として経済的資源を移転する現在の義務である」⁸²⁾とすることを提案している。ここで、「経済的資源を移転する」義務は、他者への経済的資源の移転を企業に要求する潜在能力がなければならない。企業が経済的資源の移転を要求されることが確実である必要も、またその可能性が高いことも必要ではなく、単に義務が既に存在していることをさす。⁸³⁾また、「現在の義務」について、①経済的資源の移転を回避する実際上の能力を有していない場合、②義務が過去の事象から生じている、すなわち、すでに経済的便益を受取ったか又は活動を行い企業の義務の範囲が定められる場合の両方を満たす場合に、「現在の義務」を有するとしている。⁸⁴⁾したがって、企業の経営者が移転を行うことを意図していることや移転の可能性が高いことだけでは十分ではない。⁸⁵⁾

第2節 認識

概念フレームワークにおいて負債は、現在の義務を決済することによって経済的便益を有する資源が企業から流出する可能性が高く、かつ、決済が行われる金額が信頼性をもって測定できる場合に貸借対照表に認識されるとしている。⁸⁶⁾

概念フレームワーク2015年公開草案では、負債の定義を満たす項目を認識しないと、有用な情報を財務諸表から除外する可能性があると

する一方で、その認識により有用でない情報を提供する可能性があるとしている。そこで負債を認識する場合には次のものを提供する場合に限定している。⁸⁷⁾

- (a) 負債の変動に関する目的適合性のある情報
- (b) 負債の変動の忠実な表現
- (c) 情報の提供コストを上回る便益をもたらす情報

認識により有用でない情報を提供する可能性がある場合としては、負債が存在するのかが不確実である場合及び負債が存在するが、経済的便益を有する資源の流出が生じる蓋然性が低いものでしかない場合、負債の測定が利用可能であるが、測定の不確実性のレベルが非常に高いため、もたらす情報にほとんど目的適合性がない場合などがあげられる。⁸⁸⁾

第3節 概念フレームワークとIAS第37号の関係

第2章で確認した通り、IAS第37号では引当金の定義を「時期または金額において不確実な負債」と定義している。そして、IAS第37号par.10では負債を「過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が企業から流出する結果となることが予想されるもの」と定義する。これは概念フレームワークにおける負債の定義とまったく同じであり、IAS第37号における負債と概念フレームワークにおける負債に整合が取れているといえる。

これに対しIAS第37号改訂案では蓋然性要件の削除を提案し、期待値による測定に結びつく結果、発生の可能性の低い非金融負債を負債として認識することとなる。IASBは「発生の可能性が高いという認識基準を削除すること」について、コメントを求めており、これに対し批判的なコメントが多く寄せられている。⁸⁹⁾

まず、蓋然性要件の削除は概念フレームワークにおける負債の認識基準との間に一貫性が損なわれるということである。⁹⁰⁾概念フレーム

ワークの負債の認識は先に触れたとおり、経済的便益を有する資源の流出の可能性が高いことがその要件のひとつとなっている。

次に、以下の点で財務諸表への目的適合性及び信頼性を損なうというコメントが寄せられている。

- (1) バランスシートに経済的便益の流出の可能性が低い項目を含めることになり、利用者の財務諸表への有用性を損なう。
- (2) 損益計算を歪め、数期間にわたる企業成果の比較可能性を損なう。
- (3) 企業の実際の経済状況を隠ぺいする傾向がある。例えば、2億ユーロの保証で3%の発生の可能性が高いとすれば、600万ユーロが負債として計上される。IAS第37号では、2億ユーロの潜在的債務が注記で開示される。
- (4) 経済的便益を持つ資源の流出について債務を決済するために必要とされる可能性が低いならば、見積価値の最小限の差異がとくに認識されなければならない金額に多大なる影響をもたらす。例えば、上記(3)の例で3%でなく6%であれば、2倍の金額が認識される。しかし、3%か6%かは客観的でない。

IAS第37号から発生の可能性が高いという蓋然性要件を削除することが概念フレームワークとの緊張を高めるので、概念フレームワークから蓋然性要件を削除するまでIAS第37号から削除すべきでないというコメントに対して、次のように応えている。⁹¹⁾

IASBは、フレームワークを改訂中である。しかし、改訂には本来長期間を有する。したがって、個々の基準の改善が優先される。20年前に制定されたフレームワークと一貫性を保つより、IAS第37号を他の国際財務報告基準と調整することがより重要である。

これにより、IFRS第3号「企業結合」における取得先の負債の認識時に蓋然性要件を外して認識することとされている点と、IAS第37号改訂案の負債の認識についての取扱いに相違がな

くなることになる。⁹²⁾

上記の理由により、現在の個々の基準との間に概念フレームワークが一貫性を保つ必要がないとしたならば、今後新たに公表される「概念フレームワーク」については、首尾一貫した会計基準を導くために、財務報告の目的や基本的な考え方を取りまとめた体系であることをその目的としている以上、個々の基準との首尾一貫性が保たれるべきであろうことは言うまでもない。

IAS第37号改訂案と、概念フレームワーク2015年公開草案における負債の認識について、この点が保たれていると見ることができているかには疑問がある。IAS第37号改訂案はその認識において、蓋然性要件を削除し、発生の可能性が低い場合であっても非金融負債として認識することとなる。一方、2015年公開草案では負債の認識について、目的適合性を有する必要があるとしている。その目的適合性の有無の判断には、経済的便益を有する資源の流出が生じる蓋然性を1要素としており、蓋然性の低いものについては有用な情報を提供しないとして、認識しないこととなる。

IAS第37号改訂案も2015年公開草案についても現時点であらたな公表はなされていないが、個々の会計基準と「概念フレームワーク」の整合性を保ち、また、並行して取り組む必要があると考える。

第4章 わが国の引当金と IAS第37号の比較

第1節 企業会計原則注解18とIAS第37号の比較

第1章では、わが国の引当金制度の変遷を概観し、引当金制度の純化の過程を確認してきた。その中で注解18が収益費用アプローチによる期間損益計算の適正化を根底の思考とし、将来の費用であってもその発生原因が当期に存在しているものについてはこれを当期の収益に対応させるべく、当期の費用として計上するこ

とを目的としていることを確認した。ただし、偶発損失に関しては、発生の可能性が「低い場合」には計上してはならないこととして、すなわち原則として偶発損失の計上を求めており、この点においては当期の収益に対応しない損失を計上する意味において、一部資産負債アプローチが取り入れられているという見方ができることを指摘した。

第2章では国際会計基準における引当金制度の変遷を追い、収益費用アプローチから端を発した引当金制度が、概念フレームワークの会計観の転換に伴い資産負債アプローチへとその会計思考を変え現在に至ることを確認した。

まず、日本公認会計士協会の公表している「わが国の引当金に関する研究資料」を参考とし、わが国の引当金基準とIAS第37号の規定について比較を行う。

1.1 定義

わが国の引当金の定義は第2章で確認したとおり、注解18において次のように規定されている。

将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、金額が合理的に見積もることが出来る場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰り入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

また、負債については会計基準法の定義は明示されていない。

一方でIAS第37号では引当金及び負債の定義について、次のように定める。

引当金とは、時期又は金額が不確実な負債をいう。
負債とは、過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が記号から流出する結果となることが予想されるものである。

1.2 認識

引当金の認識要件の比較をまとめると図表2のようになる。

注解18においては、発生の可能性が低い偶

図表 2

	注解 18	IAS 第 37 号
①	その発生が当期以前の事象に起因する	企業が過去の事象を結果として
②	将来の特定の費用又は損失である	現在の債務（法的又は推定的）を有している
③	発生の可能性が高い	当該債務を決済する為に経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高い
④	金額を合理的に見積もることが出来る	当該債務の金額について信頼性のある見積もりが出来る
偶発事象	発生可能性が低ければ引当金計上不可（偶発債務等は注記）	偶発負債は引当金計上不可発生可能性がほとんどない場合を除き、開示される

出所：日本公認会計士協会（2013）p. 44 より 一部筆者加筆

発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することは出来ないこととされ、保証債務等の偶発債務は貸借対照表に注記しなければならない。また、①から③の要件を満たすものの金額を合理的に見積もることが出来ない場合には、偶発債務に準じて注記の対象とすることなどが考えられる。

IAS第37号では、偶発負債は認識してはならない。経済的便益を有する資源の流出の可能性がほとんどない場合を除き、開示することが求められる。

次に、両者の認識要件を図表2から比較を行う。

①の要件については注解18とIAS第37号に基本的な相違はない。

②の要件については、注解18が将来の特定の費用または損失であることのみを要件としているのに対して、IAS第37号では将来において費用又は損失の発生が予想されるだけでは不十分であり、現在の債務の存在が重視されるものとなっている。このことから、IAS第37号では、将来において費用又は損失の発生が予想されていたとしても、現在の債務を有していない場合には、引当金は認識されない。

③の要件について注解18では、発生の可能性が高いことを要求しているが、その蓋然性の水準については明記されていない。ただし、第1章第3節で触れたとおり、旧注解18では引当金の設定要件のひとつを「将来の特定の費用たる支出が確実に起こる」としていたが、特定の費用または損失に係る事象の発生の確率が「かなり高い」ことを明確にする為に、「発生の可能性が高く」と改正している。

これに対し、IAS第37号では資源が流出しない可能性よりも流出する可能性が高い場合を指し、蓋然性の水準として50%超をさすことは先に触れたとおりである。

④の要件は、注解18が金額を合理的に見積もることが出来る場合としているが、IAS第37号は債務の金額に信頼性のある見積もりが出来ることを要件としながら、信頼性のある見積

もりが出来ないことは極めて稀であるとしている。

1.3 測定

注解18では、将来の特定の費用又は損失が合理的に見積もることが出来る場合における当期の負担に属する金額を、当期の費用又は損失として引当金に繰り入れることが求められているが、具体的な測定方法は示されていない。また、現在価値への割引が求められているかも明らかではない。

IAS第37号では、期末日における現在の債務を決済する為に要する支出の最善の見積もりが求められている。測定対象の引当金が母集団の大きい項目に関係している場合には、期待値により測定を行い、単一の債務が測定される場合には最瀬値が負債に対する最善の見積もりとなる。

第2節 収益費用アプローチと資産負債アプローチ

わが国の引当金会計と国際会計基準における引当金会計の収斂におけるひとつの問題点が、収益費用アプローチと資産負債アプローチという会計観の違いである。収益費用アプローチと資産負債アプローチについては若杉(2011)⁹³⁾によれば次のように説明される。

収益費用アプローチでは、当期に配分された収益とこれに対応する費用の期間配分額との比較により、期間純利益が求められる。つまり、この関係を算式にすると次の通りである。

$$\text{期間純利益} = \text{期間収益} - \text{期間費用}$$

この利益算定方式に関連して、収益費用アプローチは本来時価評価による未実現利益の計上を排除する目的をもっているため、取得原価基準と実現主義を中心として、費用および収益の認識の原則、費用および収益の期間配分の原則、費用および収益の対応の原則などが重要な役割を果たしている。

資産負債アプローチにおける利益計算法は純資産増加法とよばれる。この方法によれば、期間純利益は期首および期末における純資産額の比較の結果、後者の前者をこえる分として把握される。

純資産は資産と負債の差額であるから、期間純利益は、次の式をもって表すことができる。

$$\begin{aligned} \text{期間純利益} &= \text{期末純資産額} - \text{期首純資産額} \\ &= (\text{期末資産在高} - \text{期末負債在高}) - (\text{期首資産在高} - \text{期首負債在高}) \end{aligned}$$

上の計算式によれば、純資産額は資産と負債の評価によって左右され、したがって期間純利益額は資産および負債の評価によって決定されることになる。評価は取得原価、再取得原価、売却時価、割引現在価値等を必要に応じて、選択適用することにより実施される。

注解18における引当金の認識は収益費用アプローチに基づき、借方の費用や損失項目に重点が置かれているので、貸方項目には債務性のある引当金だけでなく、債務性のないものについても計上が要求される。

収益費用アプローチにたつ企業会計原則においては期間純利益計算を適正におこなうことが至上命令であるから、費用性のある項目の計上はもれなく行わなければならない、また貸方の引当金項目については債務性の有無に係わりなく計上が行われる。貸方項目の引当金は、将来一定の事象が生じたときに実現する費用や損失などの支出にあてる資金の留保項目としての性格が重視され、債務性は取り立てて問題にされないのである。

収益費用アプローチにおいては、一定の事象の生起に伴って、費用または損失が実現すると予想されるときに、それ以前の原因となる事実が生じた期に費用や損失を見越計上する。そこでの中心となる着眼点は、将来において事象が確実に生ずるという予測である。これを前提に、その事象の生ずる原因となる事実の生じた期に、将来実現するであろう費用や損失を見

越し計上するのである。この事象の生起の予測こそ引当經理の原点である。

たとえば製品保証引当金⁹⁴⁾を例にとると、販売がおこなわれ、販売した商品の中に不良品などが混じていたときには、購入者は無償で修理を受けることができるという契約条項があるとす。その場合、商品の販売につき一定の率で修理があるという経験則にしたがって、売上のあった期に修理に係わる売上収益からの控除をおこなう。この場合、修理という事象が生じたときに、収益の控除が実現する。これを予測して、修理の原因となる販売という事実が生じたときに、売上収益を減少させる。売上収益の減少は発生段階での会計処理である。この例において、たとえ売上があっても、これまでに修理の生じた経験がなければ、修理という事象を予測する必要がないため、引当經理はおこなわれない。つまり引当經理は将来事象の生起の可能性なくしては成立たない。収益費用アプローチによる引当經理の本質はまさにその点にあるといわなければならない。

これに対し、資産負債アプローチにおける引当經理にあつては、原因となる事実によって生じた債務の認識を出発点とする。その債務は、決済にあたり経済的資源の流出が予想されるがその時期または金額が確定していないもの、すなわち条件付債務である。このように資産負債アプローチにおいては、IAS第37号の引当処理の要件の第1に「過去の原因となる事実の結果として」とあるように、原因となる事実とともなって生じた条件付債務の認識が引当処理の出発点となる。前述の収益費用アプローチとの根本的相違はそこに見出される。前掲の製品保証引当金の例にあてはめるならば、商品の修理という原因となる事実があり、それについて経験的に一定の割合で不良品が生ずるため、将来修理により売上の減少の生ずるおそれがあるが、現在のところはそれに係わる金額も時期も確定していない債務の生じたことが、引当処理の基本的な要点となっているのである。

これまで触れてきたとおり、国際会計基準では資産負債アプローチに基づいた基準作成を行っている。そもそも資産負債アプローチ支持の高まりは経済のグローバル化、特に金融市場の発達と関連づけられる。金融商品の取扱がリスクヘッジを目的とするにしても、投機的な扱いであるにしても、企業が積極的に金融商品を取り扱うようになるに伴い、その企業の経営成績や、財政状態に関心を寄せる利害関係者、特に投資家にとってはその適切な開示が強く望まれるところとなる。

しかし、取得原価主義を基礎とする収益費用アプローチでは、金融商品の相場変動に伴う財政状態の変化や運用力は財務諸表上に反映されないことになる。厳格な取得原価主義の下では、金融商品に関連付けられる利得や損失はその発生時点では表面化せず、収益または損失が実現した時点で認識され開示される。

これに対し、資産負債アプローチでは将来の経済的便益の流入が資産として計上される要件であり、流出が負債として計上される要件である。資産負債を経済的便益の流入や流出と関係させて表現するには、時価主義と結びつき、資産と負債の時価を基礎とした毎期の評価は金融商品の決済を待たずして、保有する期間中の相場変動による状況を開示する方がよい。経済のグローバル化の影響下、会計に投資家の意思決定に有用な情報を提供することを求める傾向が強まる中で、資産負債アプローチがその支持を得てきていると考えられる。⁹⁵⁾

わが国においても近年の個別の基準作成の中で、資産負債アプローチをとりいれる動きを見せている。企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」が退職給付引当金の計上において、負債の適切な把握に最も適切な測定手段として割引現在価値計算を取り入れている。また、「資産除去債務に関する会計基準」等の公表が、資産負債アプローチを導入してきた個別基準の動きである。

これらの動きが意味するところはわが国の会計観の転換、すなわち収益費用アプローチから

資産負債アプローチへの転換であり、国際会計基準との整合において、この点を重視していることの証左である。ただ、異なる会計観の混在する現在の状況は、概念上も会計処理上も混乱が起きやすい状況にあるともいえる。わが国における会計概念の確立は、会計基準作成や会計処理において、首尾一貫性の確保や目的適合性の確保の上で重要な点である。

第5章 わが国における引当金会計の展望

わが国の引当金会計について、近時、個別基準的に収益費用アプローチから資産負債アプローチへと会計観の転換を見せる動きがあることは先にふれた。ところが、わが国における引当金会計においては、包括的な会計基準が存在しないため、国際会計基準とのコンバージェンスや整合を考えると今後IAS第37号、IAS第37号改訂案に対するアドプションを含めたコンバージェンス作業が進められることも十分に考えられる。

そこで、本章では負債の認識および測定を通して、IAS第37号とIAS第37号改訂案を再度比較検討し、わが国における引当金会計の展望を考察する。

第1節 負債の認識・測定

概念フレームワーク2015年公開草案において、負債の認識要件に目的適合性を用いており、負債の変動に関する目的適合性のある情報、負債の変動の忠実な表現、情報の提供コストを上回る便益をもたらす情報という3点を満たす場合に負債として認識することとなる。これらの要件の一つでも当てはまらない場合には、負債として認識することができない。これによりIAS第37号改訂案でその問題点として挙げってきた蓋然性要件を測定のプロセスに組み込む場合に、そこで求められる期待値が目的適合性に合致するか否かという新たな問題を惹起することとなる。つまりIAS第37号では、負債の測定について母集団が大きい債務について

は期待値を用い、単一の債務については最も発生確率が高い結果に基づいて負債を測定するものとしていたが、IAS第37号改訂案では単一の債務についても期待値を用いることとし、これが目的適合性を有するかという問題である。

ここで、母集団が大きい債務とは、例えば100,000件の製品保証契約から生じる債務のことであり、連続的な確率分布が想定され、単一の債務とは例えば1件の製品保証契約によって生じる債務のことであり、離散的な確率分布が想定されている。以下に母集団が大きい債務としてポイント引当金、単一の債務として訴訟損失引当金を例として検討を行う。

1.1 ポイント引当金

ポイント引当金については、わが国の会計基準ではとくに規定はされていないが、実務ではポイント値引引当金などとして、企業会計原則等に則り会計処理をしている。具体的な会計処理は、ポイント発行企業等の事業内容や、個別のポイントの性質や内容などにより異なっているが、実務上、大別すると以下のような会計処理が行われていると考えられる。

- ①ポイントを発行した時点で費用処理
- ②ポイントが使用された時点で費用処理するとともに、期末に未使用ポイント残高に対して過去の実績等を勘案して引当金計上
- ③ポイントが使用された時点で費用処理（引当金計上しない）

近時は、ポイント制度が定着し、過去の実績データも蓄積してきたこと等により、上記のうち②の会計処理が多くなっており、例えば、未使用ポイント残高に対して、過去の使用実績等を勘案して、将来使用が見込まれる部分を適切に見積もり、当該部分を貸借対照表上引当金として負債に計上するとともに、損益計算書上費用に計上する会計処理を行っている。⁹⁶⁾

ポイント制度についてIFRSでは国際財務報告解釈指針委員会（以下、IFRICという）が、IFRIC解釈指針13号「カスタマー・ロイヤリティ・プログラム」⁹⁷⁾（以下、IFRIC第13号と

いう）を公表している。

ポイントの付与は販売取引（初回売上）とは別個のものとして、初回売上に際して受取あるいは受取可能な対価の公正価値をポイント付与と売上の他の構成要素に配分する。ポイントに対して発行企業が商品やサービスを提供する場合、ポイントが商品に変えられるなど、ポイントを提供する義務を果たしたときにポイントを収益として配分する。⁹⁸⁾

次のような条件を前提にした場合のポイント付与時の会計処理は以下ようになる。⁹⁹⁾

小売業社Cは、自社の店舗でカスタマー・ロイヤリティ・プログラムを提供する。このプログラムでは、顧客は10円支払うごとに1ポイント獲得する。ポイントは今後6か月間の購入において1ポイントにつき、1円の現金値引として消化できる。C社は過去の実績に基づき、顧客のポイントのうち60%が消化されると予測している。報告期間にわたって、顧客は100,000円の製品を購入し、10,000ポイントを獲得する。ポイントを除いた製品の顧客に対する独立販売価格は100,000円である。

顧客は当初の購入を行わなければ、将来の購入において値引を受けられず、将来の購入におけるポイントの行使時に顧客が支払う価格はこれらの項目の独立販売価格ではない為、カスタマー・ロイヤリティ・プログラムは重要な権利を顧客に与える。ポイントにより重要な権利が顧客に与えられるため、C社は、ポイントが個々の販売契約における履行義務であると結論付ける（すなわち、顧客は製品購入時にポイントについて支払いを行っている）。C社はロイヤリティ・ポイントの独立販売価格を、顧客が行使する可能性に基づき算定する。

C社は、取引価格を独立販売価格の比率に基づき、製品とポイントに以下のように配分する。

履行義務	独立販売価格 (円)	販売価格の比率	配分される価格	
製品	100,000 ^a	94.33% ^c	94,330	(100,000 × 94.33%)
ポイント	6,000 ^b	5.67% ^d	5,670	(100,000 × 5.67%)
合計	106,000	100%	100,000	

a : 製品の独立販売価格

b : ポイントの独立販売価格 (10,000 × 1 × 60%)

c : $100,000 / (100,000 + 6,000) = 0.9433$

d : $6,000 / (100,000 + 6,000) = 0.0567$

現金 100,000円	／	売上	94,330円
		負債 (前受金等)	5,670円

ポイント制度における負債の認識は、母集団が大きい債務の取扱いとして、期待値が用いられるが、上記の事例でいえば、C社の過去の経験に基づいて予測されたポイント消化率60%という数字がそれであり、5,670円が負債として認識されることになる。

ここで、期待値ではなく最頻値が使用される場合を考えてみる。C社の予測消化率60%の根拠である過去の経験が、それぞれ同額の2,500ポイントが付与されたことを前提に、次の消化率から求められているとする。

①顧客ア25%、顧客イ25%、顧客ウ90%、顧客エ100%

②顧客ア10%、顧客イ30%、顧客ウ100%、顧客エ100%

①の場合も②の場合も加重平均により求めた期待値は60%である。しかし、ポイント消化率における最頻値を求めるなら、①の場合は25%であり、②の場合は100%となる。したがって、上記の配分と仕訳を記すと以下のようになる。

①の場合

履行義務	独立販売価格 (円)	販売価格の比率	配分される価格	
製品	100,000 ^a	97.56% ^c	97,560	(100,000 × 97.56%)
ポイント	2,500 ^b	2.44% ^d	2,440	(100,000 × 2.44%)
合計	102,500	100%	100,000	

a : 製品の独立販売価格

b : ポイントの独立販売価格 (10,000 × 1 × 25%)

c : $100,000 / (100,000 + 2,500) = 0.9756$

d : $2,500 / (100,000 + 2,500) = 0.0244$

現金 100,000円	／	売上	97,560円
		負債 (前受金等)	2,440円

②の場合

履行義務	独立販売価格 (円)	販売価格の比率	配分される価格	
製品	100,000 ^a	90.90% ^c	90,900	(100,000 × 90.90%)
ポイント	10,000 ^b	9.10% ^d	9,100	(100,000 × 9.10%)
合計	110,000	100%	100,000	

a : 製品の独立販売価格

b : ポイントの独立販売価格 (10,000 × 1 × 100%)

c : $100,000 / (100,000 + 10,000)$

d : $10,000 / (100,000 + 10,000)$

現金 100,000円	／	売上	90,900円
		負債 (前受金等)	9,100円

実際に使用されたポイントが6,000ポイントであるのに対し、①の場合も②の場合もその実績から乖離した負債を認識していることは明らかであり、目的適合性を有していないということが出来る。また、最頻値として消化ポイント数を用いた場合には、①の場合625ポイント (2,500 × 25%)、②の場合2,500ポイント (2,500

×100%)となり、用いるべき最頻値として誤りであることは明白である。

以上の検討から、母集団の大きな債務、つまり、連続的な確率分布をえられる債務について期待値を用いることの有用性が確認できた。また、認識基準に蓋然性が要求されずとも、測定段階で蓋然性が反映されていれば、信頼性のある見積もりが可能である。例えば、10,000ポイントを付与し、過去の実績からC社がポイント消化率を20%と見積もった場合、期待値2,000を負債として計上すれば、使用が確実視される2,000ポイントの経済的便益を有する資源の将来の流出について適切に財務諸表に反映することができる。

一方、蓋然性が認識時点で要求される場合には、消化率が20%ならば負債として認識されないで、ポイントの付与による将来の経済的便益を有する資源の流出が財務諸表に表れてこない。これは、忠実な表現が求められる中で適切とは言えない。

したがって、将来の経済的便益を有する資源の流出に対する高い信頼性がある期待値による測定であれば、母集団の大きい債務については、十分に信頼のおける負債を見積もることができるといえる。

1.2 訴訟損失引当金

例えば、100億円の損害賠償を求める訴訟手続きが開始され、企業はその責任について異議を唱えているような場合で、企業の弁護士が企業に責任はない可能性が高いと助言しているとする。

この場合、IAS第37号では、引当金は計上されないこととなる。なぜなら、訴訟のように、ある事象が発生しているか否か、あるいはそれらの事象が現在の債務を生じさせているか否かについて議論となる場合には、企業は、例えば専門家の意見も含む全ての利用可能な証拠を考慮した上で、報告期間の末日において現在の債務が存在しているか否かを決定するとされている。弁護士の助言という利用可能な証拠に基づ

き判断した結果、過去の事象に起因し発生の可能性が高い債務は存在しないことになる。つまり、蓋然性要件によりその負債性を排除することになる。ただし、経済的便益を有する資源の流出する可能性がほとんどない場合を除き、偶発負債として開示する必要がある。

では、上記の例で、弁護士の助言をなしく一審で企業が敗訴し、控訴したとする。しかし、一審を覆すような新たな証拠もなく企業が100億円の損害賠償金を負う可能性が高くなったような場合、例えば90%の確率で100億円の損害賠償を負うことと見積もられた場合には、100億円の引当金、負債が計上されることになる。これは、同様の状況であれば、90%が100億円のキャッシュ・アウトフローがあり、残り10%はキャッシュ・アウトフローがない、もしくは100億円以外のキャッシュ・アウトフローが見込まれることを指し、最頻値として100億円が計上されるということが要点である。

一方、IAS第37号改訂案では、訴訟手続きが開始されたという事実により、企業は訴訟に対処すべき（すなわち裁判所の指示ができればそれに従う義務がある）無条件債務を負う必然性が生じる。従ってこの点に関し現在の債務を負っていることになるため、非金融負債を認識する。¹⁰⁰⁾

まず上記の例で、弁護士の助言から、損害賠償金を負う可能性を5%とした場合には、その際の期待値は100億円×5%=5億円の非金融負債が計上されることになる。

その後、100億円の損害賠償金を負う可能性が高くなり、その可能性が90%と見積もられたとしたら、非金融負債は90億円が計上されることになる。これが測定に蓋然性を反映させた期待値による測定であり、この場合でも、敗訴したときに負うべき100億円という数字は財務諸表上に反映されない。

さらに、一審の後に新たな証拠の提出などにより、損害賠償を負う、つまり、キャッシュ・アウトフローの可能性を50%と見積もられるような場合には、50億円の負債が見積もられ

る。しかし、結果として得られる実際の0円か100億円というキャッシュ・アウトフローを当てることはできない。0円のキャッシュ・アウトフローが生起すれば結果的に負債50億円は過大であり利益50億円が戻し入れられ、100億円のキャッシュ・アウトフローが生起すれば、結果的に負債50億円は過少であり、損失50億円が追加的に計上される。¹⁰¹⁾つまり、先の要点に照らせば、5%、90%、50%という値は、あくまで「100億円」のキャッシュ・アウトフローの確率であり、100億円のうち5億円や90億円、50億円のキャッシュ・アウトフローが生起することを意味するものではないということである。伝統的に、蓋然性を認識要件として課し、期待値でなく最頻値をもって測定するアプローチを採用されてきた理由がここにある。¹⁰²⁾

そもそも、期待値が連続した確率分布を想定し、そこから導き出される値であるため、企業の内部に蓄積した過去の実績に関するデータベースを利用することが可能であれば、ポイント引当金のように期待値による負債の測定には相当程度信頼性を見出すことができるだろう。しかし、訴訟損失引当金のような単一の債務に関しては、期待値による測定には信頼性を伴わない場合がある。また、訴訟損失引当金のような単一の債務の場合、そういったデータベースを企業内部に構築することも困難であろう。

以上の検討により、単一の債務については、まず蓋然性要件を用いて負債を認識し、最頻値による測定が将来の経済的便益を有する資源の流出に対する高い信頼性を有し、財務諸表上に適切な負債を表すことができる。

1.3 期待値とキャッシュ・フロー

ポイント引当金と訴訟損失引当金について、期待値による測定と最頻値による測定を検討してきたが、もう一つの視点として金融商品とキャッシュ・フローとの関係をみてみる。

第4章で述べた通り、近年の経済のグローバル化に伴い企業が金融商品を積極的に取り扱い始めた結果、取得原価主義による金融商品の評

価ではなく時価主義による金融商品の評価が求められるようになった。その上で、適切に表現するために、時価に変わり公正価値が用いられることが多くなっている。公正価値とは、「測定日において、市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう、又は負債の移転のために支払う価格」と定義され、これを出口価格としている。¹⁰³⁾つまり、金融商品の評価には、測定日におけるキャッシュ・フローの予測が重視される。この将来キャッシュ・フローは、将来の不確実性を反映した期待値を導入することでその予測が適切なものとなる。

したがって、期待値による測定はキャッシュ・フローと密接なつながりがあることがわかる。ポイント引当金の例でみれば、期待値による測定を行うための前提条件として、実際に経済的便益を有する資源の流出があり、生起する確率により求められた期待値に対しても、当該事象の結論として確実ともいえるようなかなり高い確率で経済的便益を有する資源の流出がある。¹⁰⁴⁾

ここまでの考察により、第2章であげた発生の可能性が1%であっても、100億円の1%であれば、1億円でありこれは財務諸表上無視できないというような「金額の多少の問題」が生じる場合には、蓋然性要件によりオフバランスすべきでないケースが含まれるという問題について結論を得ることができる。

まず、このようなケースが母集団の大きな債務を想定している場合には、認識時点の蓋然性要件は不要とし、測定のプロセスに蓋然性要件を含めた期待値による測定が、将来の経済的便益を有する資源の流出を財務諸表上に適切に表現することができる。つまり、もはや「金額の多少の問題」ではなくなり、その意味において経営者の恣意性の介入の余地はなくなることになる。

しかし、単一の債務を想定し、負債の認識における目的適合性の有無を「金額の多少」に求めた場合には、経営者の恣意性の介入が可能で

あるという点に加え、99%が0円という負債の期待値1億円について、「確実な」経済的便益を有する資源の流出が見込めないため、概念フレームワーク2015年公開草案が負債の認識に求める情報の有用性のうち、負債の忠実な表現ができていないと言いがたい。したがって、認識時点で蓋然性要件を設け、最頻値を用いるべきである。最頻値が0円で負債の計上ができないことを理由として、期待値で負債を計上することを容認すべきではないのである。

第2節 わが国の引当金会計の展望

IAS第37号とIAS第37号改訂案との比較を通して、負債の認識・測定に関する考察を行った。すなわち、IAS第37号の期待値と最頻値を併用する規定に対し、IAS第37号改訂案の期待値に一本化して負債を認識するという提案についてその是非を検討した結果、負債の認識・測定を期待値に一本化するべきではないという結論に至った。さらに、IAS第37号では母集団の大きな債務について、その認識に蓋然性要件を設けた上で、期待値で測定することとしているが、かえって負債の適切な認識を妨げる結果となることが確認された。すなわち、母集団の大きな債務については認識時に蓋然性は不要であり、測定のプロセスに蓋然性を反映させた期待値による測定を行うことが信頼性の高い負債を認識できるということである。

この「信頼性の高い負債」を認識し測定するためには、将来の経済的便益を有する資源の流出が重要となる。この経済的便益を有する資源の流出から離れた負債の認識は、概念フレームワーク2015公開草案が負債の認識に要求する情報の有用性を保持できないことが明らかである。

包括的な会計基準のないわが国の引当金会計は、本章の冒頭で述べたように、IAS第37号もしくはIAS第37号改訂案に対しアドプションを含めたコンバージェンス作業が進められることが十分に考えられる。こうした状況を前提としたならば、わが国の引当金会計はIAS第

37号とのコンバージェンスを模索していくべきであると考えられる。ただし、母集団の大きな債務の認識における蓋然性要件は削除すべきである。¹⁰⁵⁾ すなわち、単一の債務については認識に蓋然性要件を設け、最頻値で測定を行い、母集団の大きな債務については認識に蓋然性要件を設けずに期待値で測定すべきであるということである。

さらに、認識に蓋然性要件を設けた最頻値による測定の結果、オフバランスとなるケースについては、注記により開示することで情報を提供することが好ましい。ここで開示すべき情報とは、最頻値の測定に当たりその判断の要素となった離散的な確率分布のデータである。これにより、財務諸表の利用者が事前の測定値と実際の測定値との差異が長期的に最少となることを選好する場合には、その利用者によって期待値を測定することが出来る。¹⁰⁶⁾ こうした対応により、幅広い意味での負債の情報有用性を確保することができ、適切な負債の測定、ひいては引当金、非金融負債の適切な認識・測定を行うことができると思う。

おわりに

今後のわが国における引当金の認識・測定におけるあるべき姿を考察する上で、負債の認識・測定における期待値及び最頻値と将来の経済的便益を有する資源の流出可能性の密接な関係が重要である。

すなわち、期待値による負債の測定には確実といえる程度の経済的便益を有する資源の流出が前提とされる必要があり、この前提があってこそ期待値による負債の認識・測定が信頼性を確保するに至る。この期待値を用いる認識・測定には、事象の発生する連続した確率分布が必要であり、母集団の大きな債務の測定に適している。

一方、単一の債務のようにその発生が離散的な確率分布による場合には、蓋然性要件を用いて負債を認識し、最頻値により測定すること

で、負債として有用な情報を提供することが確認できた。

これらの考察を通して、わが国の引当金会計は、母集団の大きな債務については、認識時点の蓋然性を削除し期待値による測定を行い、単一の債務については、蓋然性を認識の要件から外さず最頻値を用いて測定するという方法により、それぞれ適切な引当金の認識・測定が出来る

という指摘をもって、本稿の結論とする。

現在、IAS第37号改訂案の公表から11年が経過したが、いまだにその結論は出ていない。会計基準の国際化への流れは、その激しさを増す中で、わが国の引当金会計の変化もこれまで以上のものとなるであろう。本稿で得た結論に対し、これからの引当金会計がどのような変化を遂げていくのか、関心を持っていきたい。

注

- 1) IAS37 par.14
- 2) IASB (2005) par.11
- 3) 松本 (2014) pp. 7-8
- 4) 中外商業新報「昭和5年自11月29日至12月3日」
- 5) 平井 (1991) p. 487
- 6) 竹井 (2006) p. 49
- 7) 横山 (2013) では「収益費用アプローチ」と記述しておられるが、収益費用アプローチ及び資産負債アプローチが定義されたFASBの1976年討議資料以前であるということを含め、本稿では「現在では収益費用アプローチとされる会計観」とする。
- 8) 横山 (2013) p. 76
- 9) 横山 (2013) p. 90
- 10) 沼田 (1974) p. 132
「草案に謂う引当金は控除勘定ではなく、不確定又は計算的確定による負債であると見るを得る。斯かる意味にのみ引当金なる術語を使用することが正統会計学として正しいかどうかは疑問であろう。」
原口 (1974) p. 171
「凡そ引当金を設定する会計上の妙味は、之に評価勘定の性質を包含せしめ、其の活用を図るのにある。然るに評価勘定を削除し、純然なる負債勘定とする場合には、引当勘定は其の設定の要を見ないものとなるのである。」
- 11) 横山 (2013) p. 91
- 12) 山下 (2000) p. 141
- 13) 山下 (2000) p. 142
- 14) 遠藤 (1984) p. 222
- 15) 横山 (2013) pp. 174-175
- 16) 横山 (2013) p. 175
1998年9月にIASCから公表されたIAS第37号における引当金の定義と比較して「このような厳密な規定はないにしても、ここで取り上げられた負債たる引当金は、38年後の引当

金と変わるのではなく、このことは日本の引当金会計が資産負債アプローチの立場を重視していたことを示す重要な証である。」としている。

- 17) 山崎 (1973) pp. 38-39
『元来、負債性引当金を設定する目標は、損益計算における費用、収益の適正な期間的対応にある。これによって、毎期の適正な営業成績の算定表示を行ない、さらに将来の支出にそなえて財務的な準備をなすのである。企業会計原則修正案注解18は、負債性引当金を計上するための3つの要件を記している。ここでは、債務の存在もしくはそれとの結び付きは重視されていない。・・・(中略)なお企業会計原則修正案、貸借対照表原則四(二)のAおよびB参照。』

商法においても、将来の費用支出に備える負債性引当金を純財産計算のうちに考慮することなくして、債権者保護のための純財産保全を企図することはできない。その見積計上費用に照応する引当金項目は後の支出によって消失するから、そうした予想マイナス部分を予め考慮することによって、純財産の保全が全うされるのである。』

- 18) 遠藤 (1984) p. 223
- 19) 遠藤 (1984) p. 224
- 20) 横山 (2013) p. 186
- 21) 山下 (2000) p. 155
- 22) 若杉 (2011) p. 3
- 23) 横山 (2013) p. 285
- 24) 若杉 (2011) p. 4
- 25) 山下 (2000) pp. 155-156
- 26) 遠藤 (1984) p. 236
- 27) 横山 (2013) pp. 297-298
- 28) 横山 (2013) p. 320
- 29) 横山 (2013) pp. 477-478

- 30) 横山 (2013) pp. 363-365
 31) 山下 (2000) p. 59
 32) IASC (1978) par.3
 33) IASC (1978) par.4
 34) IASC (1978) par.5
 35) 中島 (1977) p. 7
 36) 望月 (2004) p. 131
 37) IASC (1978) par.8
 38) IASC (1978) par.27
 39) IASC (1978) par.9
 40) IASC (1978) par.28
 41) IASC (1978) par.29
 42) IASC (1978) par.25
 43) 望月 (2004) p. 134
 44) 松本 (2015) p. 74
 45) 松本 (2015) p. 75
 46) 松本 (2015) pp. 75-76
 47) IAS37 par.10
 48) IAS37 par.10
 49) IAS37 par.11
 50) 望月 (2010) p. 122
 51) 松本 (2015) p. 76
 52) IAS37 par.8
 53) 谷 (2009) pp. 20-21
 54) IAS37 par.14
 55) 大塚 (2006) p. 138
 56) IAS37 par.36
 57) IAS37 par.37
 58) IAS37 par.39
 59) IAS37 par.40
 60) IAS37 par.IN18
 61) IAS37 par.27
 62) IAS37 par.28
 63) 大木 (2010) p. 119
 64) 山下 (2011) pp. 85-86
 65) IASB (2005) par.11
 66) IASB (2005) par.23
 67) 田邊 (2005) pp. 48-49
 68) IASB (2005) par.29
 69) IASB (2005) par.31
 70) 松本 (2010) p. 29
 71) 川村 (2007) p. 36
 72) 松本徹 (2015) p. 78
 73) 松本徹 (2014) p. 155
 74) 松本徹 (2014) pp. 155-156
 75) 松本徹 (2015) p. 79
 76) 秋葉 (2015) p. 27
 77) FASBの1976年討議資料については藤井 (1992) に詳しい。
 78) 藤井 (1992) p. 129
 1976年討議資料が実質的な相違としてあげているのは、2点あり、第1は貸借対照表項目の範囲を経済的資源ないしその引渡し義務の財務的表現としての資産・負債に限定するか、あるいは当該範囲を計算犠牲的項目にまで拡大するかであり、第2は利益の本質を正味資産の増額とみるか、あるいは当該本質を収益と費用の差額とみるかである。
 79) 藤井 (1992) pp. 134-135
 80) IASB (2010) par.4.4
 81) IASB (2010) par.4.15
 82) IASB (2015) par.4.24
 83) IASB (2015) par.4.27
 84) IASB (2015) par.4.31
 85) IASB (2015) par.4.32
 86) IASB (2010) par.4.46
 87) IASB (2015) par.5.9
 なお、par.5.9では負債のみならず、資産及び関連する収益、費用または持分の変動についても同様の提案がなされている。
 88) IASB (2015) par.5.13
 89) 企業会計基準委員会 (2009) p. 4
 少数の回答者が50%以下の発生確率であれば偶発的であるとする蓋然性の認識基準の削除は、概念的な改善であるとしている。
 90) 山下 (2011) pp. 89-90
 91) 山下 (2011) pp. 90-91
 92) 企業会計基準委員会 (2009) p. 4
 93) 若杉 (2011) では収益費用アプローチを収益費用法、資産負債アプローチを資産負債法と呼称するが、本著では用語の統一の点から、収益費用アプローチ、資産負債アプローチを用いている。
 94) 若杉 (2011) では返品調整引当金を例に検討されているが、本稿では製品保証引当金を例に検討する。
 95) 園 (2008) pp. 266-268
 96) 金融庁 (2008) p. 1
 97) なお、2017年1月1日以降、IFRIC第13号はIFRS第15号に吸収される (IFRS15 par.IN2)。
 98) 山下 (2010) p. 44
 99) KPMG (2015) p. 165を参考に検討の結果が明らかとなるように著者が数値を変更している。
 100) 田邊 (2005) p. 50
 101) 川村 (2007) p. 50
 102) 川村 (2007) p. 50

- 103) IFRS13 par.9
- 104) ポイントの付与であっても、例えば多くの顧客の中で、年間ただ一人に対してポイントを付与するような場合には、そのポイントの使用の有無がまず問題となり、これが「確実な」経済的便益を有する資源の流出とはいえなくなるのである。その場合の期待値による測定は信頼性を確保できないという可能性を大いに生じさせる。この点は訴訟損失引当金の例で触れたキャッシュ・アウトフローとの関係性と同じである。なお、上記のようなポイントの付与であっても、この場合には企業の内部でデータベースの構築が可能であり、これによっては期待値による測定も可能なものとなり得る。
- 105) なお、蓋然性の削除と重要性の適用は別個の問題である。
- 106) 川村 (2007) p.50

参考文献・論文・資料

- ・秋葉賢一『エッセンシャルIFRS 第4版』中央経済社2015年
- ・遠藤 孝「引当金会計制度の成立と変遷」『駒澤大学経済学論集』第15巻第3・4号1984年
- ・大塚浩記「国際会計基準における偶発事象会計の展開——現在の義務と待機義務の概念を中心として——」『埼玉学園大学紀要』第6号2006年
- ・大木正志「公開草案『IAS第37号が適用される負債の測定——IAS第37号改訂』」『会計・監査ジャーナル』No.656 2010年
- ・河合信雄「商法計算規定改正要綱法務省民事局試案について」立命館経済学第9巻4号1960年
- ・川西安喜「IASB公開草案『財務報告のための概念フレームワーク』」『会計・監査ジャーナル』27巻9号2015年
- ・川村義則「非金融負債をめぐる会計問題」『金融研究』第26巻第3号2007年
- ・栗原正樹「わが国の負債概念に内在する論理的不整合」茨城キリスト教大学紀要第49号2015年
- ・園 弘子「わが国会計基準の国際的調和化と会計観——偶発事象会計を手がかりとして——」福岡大学経済論集第30巻1・2号2008年
- ・醍醐 聡『会計学講義 第4版』東京大学出版会 2008年
- ・竹井芳雄「財務諸表制度の統一化(その一)」『龍谷大学大学院経営学研究科紀要7』2006年
- ・竹井芳雄「財務諸表制度の統一化(その二)」『龍谷大学大学院経営学研究科紀要8』2007年
- ・田邊朋子『IAS第37号「引当金、偶発債務及び偶発資産」の改訂に関する解説』新日本有限責任監査法人2005年
- ・谷 保廣「第2章 国際会計基準における引当金会計」編著:谷 保廣 監修:平松一夫『IFRS(国際財務報告基準)と引当金会計』清文社2009年
- ・田宮治雄『バランスシートを理解する』中央経済社2000年
- ・辻山栄子『IFRSの会計思考——過去・現在そして未来への展望』中央経済社2016年
- ・豊田俊一「IASBの概念フレームワーク公開草案の意義と課題〔前〕」『企業会計』Vol.67 No.10 2015年
- ・豊田俊一「IASBの概念フレームワーク公開草案の意義と課題〔後〕」『企業会計』Vol.67 No.11 2015年
- ・中島省吾「偶発事象および後発事象の会計処理」『商事法務』第776号1977年
- ・中尾彰記・谷 保廣 共著「第1章 総説」編著:谷 保廣 監修:平松一夫『IFRS(国際財務報告基準)と引当金会計』清文社2009年
- ・沼田嘉穂「製造工業財務諸表の形式に就て」『会計』第50巻第5号1942年
- ・原口良平「〔企画院公表〕製造工業貸借対照表について」『会計』第50巻第5号1942年
- ・橋本 尚・山田善隆『IFRS会計学 基本テキスト第4版』中央経済社 2015年
- ・平井克彦「引当金会計論における多数説と少数説」明治大学社会科学研究所紀要29巻2号1991年
- ・藤井秀樹「会計観の選択と概念フレームワークの構築——FASB1976年討議資料における二つの会計観について——」『経済論叢』150巻1号 京都大学経済学会1992年
- ・松本 徹「非金融負債の認識における蓋然性要件の一考察」『会計論叢』8号 明治大学大学院会計専門職研究科 2013年
- ・松本 徹『非金融負債会計の研究——蓋然性要件の取扱いを中心として——』専修大学出版局2014年
- ・松本 徹「偶発事象会計の変遷と課題」『産業経理』第75巻1号2015年

- ・ 松本敏史「IAS37号を巡る動きと計算構造の変化」『企業会計』第62巻9号2010年
- ・ 松本敏史「資産負債アプローチの引当金会計基準とリストラ引当金」『産業経理』75巻2号2015年
- ・ 望月香苗『引当金会計制度の国際的調和化——日本・アメリカ合衆国の会計基準およびIASにおける引当金規定の計上論拠にみる変遷を手掛かりとして——』アリーフ—葉舎2004年
- ・ 望月香苗「引当金の検討課題——企業会計原則注解18, IAS第37号IAS第37号公開草案における引当金規定を手掛かりとする「引当金に関する論点の整理」について——」『国際研究論叢』第23巻2号2010年
- ・ 山崎芳夫「商法における計算思考の変遷(2)資本維持原則の修正」富山大学紀要 富山大学経済論集第19巻第1号1973年
- ・ 山下壽文『偶発事象会計の国際的調和化——米国基準・IAS・日本基準の比較——』同文館2000年
- ・ 山下壽文「引当金会計の新展開——引当金から金融負債へ」『企業会計』Vol. 58 No. 2 2006年
- ・ 山下壽文『偶発事象会計の展開 引当金会計から非金融負債会計へ』創成社2007年
- ・ 山下壽文「収益認識と引当金の論点」『企業会計』Vol. 62 No. 2 2010年
- ・ 山下壽文「IFRSにおける非金融負債の動向——公開草案「IAS第37号における負債の測定」を中心として——」佐賀大学経済論集第43巻第5号2011年
- ・ 横山和夫『引当金会計制度論』森山書店2013年
- ・ 若杉 明「引当金会計の現代的意義」LEC会計大学院紀要第8号 2011年
- ・ 渡辺竜介「将来事象の認識と測定」『経理研究』No. 49中央大学経理研究所2006年
- ・ IASB「IAS 37 Provisions,Contingent Liabilities and Contingent Assets」IASB 2001年
- ・ IASB「Expousure Draft of Proposed Amendments to IAS 37 Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets and IAS 19 Employee Benefits, 2005」
- ・ IASB「Conceptual Framework for Financial Reporting」IASB 2010年
- ・ IASB「IFRS 13 Fair Value Measurement」IASB 2011年
- ・ IASB「IFRS 15 Revenue from Contracts with Customers」IASB 2014年
- ・ IASB「Expousure Draft (ED/2015/3) The Conceptual Framework for Financial Reporting」IASB 2015年
- ・ IASC（国際会計基準委員会）「国際会計基準第10号 偶発事象および後発事象」『産業経理』第39巻1号1979年
- ・ KPMG「IFRS 図と設例による解説 IFRS第15号『顧客と契約から生じる収益』」2015年
- ・ 企画院「製造工業貸借対照表準則草案・製造工業財産目録準則草案・製造工業損益計算書準則草案」1941年
- ・ 企業会計基準委員会「平成21年4月23日審議資料 審議事項(4)-4」引当金専門委員会2009年
- ・ 金融庁「ポイント及びプリペイドカードに関する会計処理について」2008年
- ・ 中外商業新報「昭和5年自11月29日自12月3日」
<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/das/jsp/ja/DetailView.jsp?LANG=JA&METAID=10030100&AID=06>（2016年6月1日時点）
神戸大学附属図書館デジタルアーカイブより
- ・ 日本公認会計士協会「わが国の引当金に関する研究資料」会計制度委員会研究資料第3号 2013年
- ・ 臨時産業合理局「財務諸表準則」1934年
<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1107851>
国立国会図書館デジタルコレクションより